

コンプライアンス規程

八洲薬品株式会社 代表取締役社長 廣岡祥弘

1. コンプライアンス方針

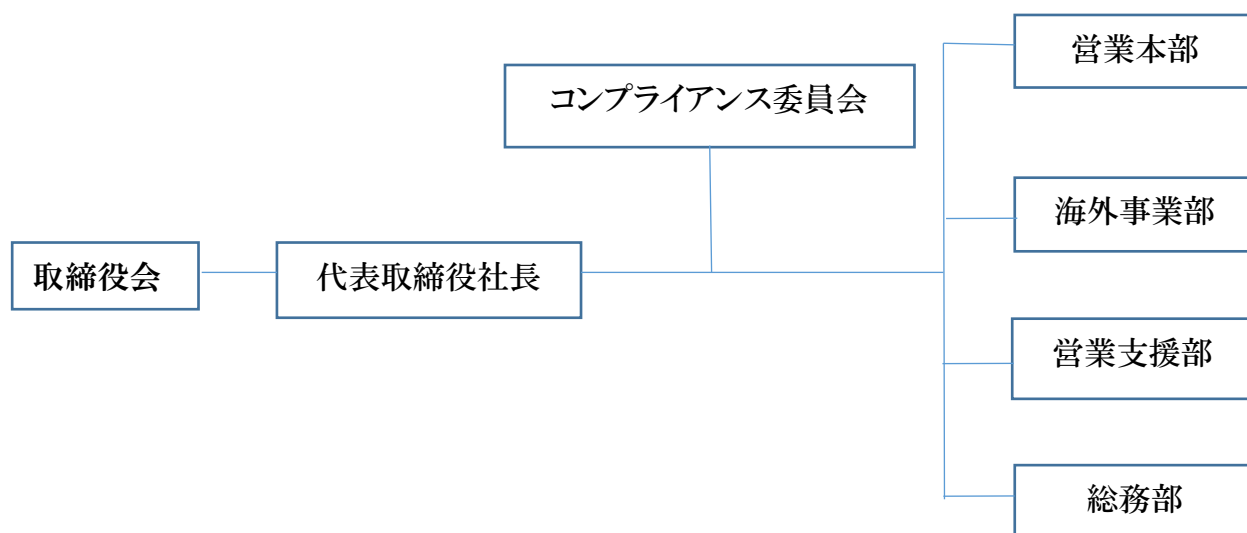
企業倫理のあり方が厳しく問われる中、企業活動を継続して展開していくためには、社会を構成する一員として企業の社会的責任に鑑み、信頼獲得の基盤となるコンプライアンスは当然の基本的活動と考えます。

コンプライアンスの遵守のため、「コンプライアンス組織」「行動規範」「行動指針」を制定しました。

「コンプライアンス組織」は、従業員全員にコンプライアンスを強化・浸透させる体制であり、「行動規範」は私たち一人ひとりの行動の基本方針であり、「行動指針」は、行動規範の主旨を具体的な行動の基準として定めたものです。

2. コンプライアンス組織

コンプライアンス体制を構築するため、コンプライアンス委員会とコンプライアンス担当者を設置し、コンプライアンス活動を推進していきます。



3. 行動規範

法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動します。

また、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有します。

自らの専門知識、技術の維持向上などに努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、社会に貢献する企業を目指す責務を有します。

4. 行動指針

1. お客様に信頼される商品とサービスを提供し、より良い信頼関係に努めます。
2. 事業活動において、法令・社会倫理・社内規則などを遵守します。
3. 海外腐敗行為防止法（FCPA）遵守のための教育訓練を実施します。
4. 公正で自由な競争を行い、正しい事業活動を実践します。
5. 人権を尊重し、安全で働きやすい環境の確保に努めます。
6. 個人情報の保護と安全対策に十分配慮します。
7. 市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力とは、正常な取引関係を含まれた一切の関係を遮断します。

2015年7月1日
2017年3月15日改訂